

若者・子育て世代をターゲットとした「新たな総合計画PR強化事業」 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、新たな総合計画で県が目指す将来像「とやま2035」をわかりやすく県民と共に共有し、その実現に向け共に取り組んでいくことを目的に、次代を担う若年層に向け総合計画のPR強化業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

新たな総合計画PR強化事業業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」(以下、「別紙仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

(4) 委託上限額

2,500,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

① 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、企画提案書提出期限までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること

② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること

③ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遗漏がないこと

④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと

⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと

⑦ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと

⑧ 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不當に利用していること

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（1）②～⑧に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体の代表者が（1）①を満たしている者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の瑕疵担保責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第3号）により提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

（1）受付期限 令和8年1月21日（水）17時まで

（2）提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

（3）提出先 富山県知事政策局企画室総合計画課（連絡先は、「12」を参照）
E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp

（4）回 答 質問に対する回答は、令和8年1月23日（金）までに、富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載します。

（5）以下の質問については、受け付けません。

- ・ 評価基準の配点に関する質問
- ・ 他の応募者に関する質問
- ・ 審査員に関する質問
- ・ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水）17時（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）
- (3) 提出先 富山県知事政策局企画室総合計画課（連絡先は、「12」を参照）
E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp
- (4) 事情により参加を辞退する場合は、1月27日（火）17時までに、辞退届（様式任意）を提出してください。

6 企画提案書等の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

① 企画提案書（A4版：任意様式）

別紙「審査基準」を参照の上、別紙仕様書の内容を踏まえ、業務の具体的な実施案を提案してください。

- ・ 企画提案コンセプト
- ・ 企画の内容（広告の運用管理については、目標値（KPI）や広告手法・媒体、大まかな運用スケジュールが分かるように記載すること。）
- ・ 業務の実施スケジュール
- ・ 実施体制

② ターゲット整理資料及びデザイン案

PRコンテンツ（仕様書4（1）参照）について、ターゲットと訴求方針を整理した資料を作成し、デザイン案（1案以上）と併せて提出してください。

- ・ ターゲット（①子育て世代の30代、②大学生・高校生）ごとに、「とやま2035」の10項目を振り分けること。
- ・ ターゲットごとに、訴求方針（振り分けの考え方、ターゲットに訴求するポイント、行動変容につなげるプロセス等）を整理すること。

（例）

ターゲット	子育て世代の30代	大学生・高校生
項目の振り分け	「とやま2035」の①・②…	「とやま2035」の③・④…
訴求方針	振り分けの考え方、訴求ポイント、プロセス 等	振り分けの考え方、訴求ポイント、プロセス 等

- ・ 「とやま2035」の10項目のうち1項目を選択し、提案内容、整理した訴求方針、成果物のイメージが判断できるデザイン案（ビジュアル及び文章）を作成すること（1項目につき1案）。

③ 会社概要（様式第2号）又は会社概要パンフレット

他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。

④ 経費見積書（様式任意）

- ・ 仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。
- ・ プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。(円未満切捨て)

⑤ 委託事業に係る過去の実績 (A 4 : 様式任意)

当事業に類似する実績があれば、概要が分かる資料を添付ください。

(2) 提出期限 令和8年2月3日(火)17時(必着)

(3) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)

(4) 提出先 富山県知事政策局企画室総合計画課(連絡先は、「12」を参照)
E-mail : akikaku@pref.toyama.lg.jp

(5) その他

- ・ 提案は、参加業者1者につき1案とします。
- ・ 次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ア 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - イ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。
- ・ 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等一切の付帯費用を含むものとします。
- ・ 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。
- ・ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- ・ 業務の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- ・ 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

7 企画提案書の取り扱い

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の(2)の場合、提案書等を無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲において複製を作成することができます。
- (3) 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (4) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきます。
- (5) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法等

(1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書等及びオンラインでのプレゼンテーション(1社あたり20分)による審査を行い、最も評価点数の高いものを委託候補者として選定します。
- ・ プrezentationの日程等は別途通知します。
- ・ プrezentationの内容は、提出した企画提案書等の内容とします。
- ・ 参加申込が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査(書面審査)を実施し、概ね5社程度をプレゼンテーション審査の対象とします。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 結果通知

審査結果は、企画提案書の提出があった事業者に対して書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県のホームページで公表します。審査結果に対する異議申立、質問は受け付けません。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 本実施要領(仕様書及びこれに附属する書類を含む。)に記載された条件に適合しない場合
- ② プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合
- ③ 複数の企画提案書を提出した場合
- ④ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があつた場合
- ⑥ 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかつた場合
- ⑦ この他不正な行為があつた場合

9 契約手続き等

選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となります。契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、審査結果において次点の者と契約締結について協議します。

10 その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中に委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- (4) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

11 今後のスケジュール

令和8年1月21日（水）17時	質問書の提出期限
21日（水）17時	プロポーザル参加申込書の提出期限
2月3日（火）17時	企画提案書等の提出期限
2月上旬	プレゼンテーションの実施
2月上中旬（予定）	契約候補者の決定、審査結果の通知、委託契約締結

12 提出・問い合わせ先

富山県知事政策局企画室総合計画課

※受付時間は、8時30分から12時、13時から17時15分まで（土日・祝日を除く。）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-444-8924 (直通)
FAX : 076-444-4406
E-mail : akikaku@pref. toyama. lg. jp